

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 平成二十五年度県統計調査の実施
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 指定障害児通所支援事業者の指定
 - 指定居宅サービス事業者等の指定
 - 内水面における第五種共同漁業権の免許を受けた者の定める遊漁規則の認可
 - 河川敷地の公用廃止
- ### 【公告】
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
 - 土地改良事業の工事完了
 - 建設業の許可の取消し
 - 建設業法に基づく行政処分に係る聴聞
 - 河川整備計画の案の縦覧
 - 道路の位置の指定
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - 〃

統計調査課

障害福祉課

〃

長寿社会課

水産課

河川課

県民生活交通課

耕地課

監理課

〃

河川課

建築指導課

〃

〃

目次

担当課（室）

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

◎岡山県告示第八号

平成二十五年度において、次に掲げる県統計調査を実施する。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 平成二十五年度岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査

1 県統計調査の目的

平成二十七年度からの子育て支援の指針となる新たな岡山いきいき子どもプランの策定に当たり、子育ての現状、意識等を調査して策定の基礎資料とする。

2 県統計調査の対象の範囲

第一群 二十歳から四十九歳までの男女

第二群 保育所又は幼稚園に通う乳幼児の保護者及び小学校第三学年までの児童の保護者

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

子育ての現状及び意識に関する事項

(2) その基準となる期日又は期間

平成二十六年一月

4 報告を求める者

2の第一群及び第二群の各千五百人以上

5 報告を求めるために用いる方法

2の第一群を対象とする調査にあつてはオンライン調査、2の第二群を対象とする調査にあつては郵送調査

6 報告を求める期間

平成二十六年一月

7 実施部課名

保健福祉部子ども未来課

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ほほえみわあく

2 所在地

瀬戸内市邑久町豊原五五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人NPO瀬戸内

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町福谷一九二八

三 指定年月日

平成二十六年一月一日

四 事業所番号

三三一一二〇〇一四五

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま 早島事業所

2 所在地

都窪郡早島町早島二二九一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社HUGHUG

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区下中野三二三一―一三

三 指定年月日

平成二十六年一月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇四七

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

◎岡山県告示第十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

浅口リハビリ型デイサービス絆

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町小坂西四二二七―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社リハビリ型デイサービス絆

2 所在地

岡山県笠岡市二番町五番地一三

三 指定年月日

平成二十六年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一〇五六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

OSKデイサービス 健幸プラザやかげ

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町西川面字宿二六八番一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

- 1 名称
株式会社岡山スポーツ会館
- 2 所在地
岡山県岡山市北区絵図町一番五〇号
- 3 指定年月日
平成二十六年二月一日
- 4 介護保険事業所番号
三三七二八〇〇四三七
- 5 サービスの種類
通所介護
介護予防通所介護

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

◎岡山県告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業権の免許を受けた者の定める遊漁規則を認可した。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 吉井川南部漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名 称 吉井川南部漁業協同組合
(2) 所在地 和气郡和气町和气一七五―一

2 漁業権の免許番号

内共第一号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、岡山市、備前市、瀬戸内市及び赤磐市の各市役所並びに和气町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

二 吉野川漁業協同組合内共第二号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名 称 吉野川漁業協同組合
(2) 所在地 美作市松脇六一―五

2 漁業権の免許番号

内共第二号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、津山市及び美作市の各市役所並びに勝央町、奈義町、西粟倉村及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

三 吉井川漁業協同組合内共第三号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名 称 吉井川漁業協同組合

(2) 所在地 津山市押入一二三〇

2 漁業権の免許番号

内共第三号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、津山市役所並びに鏡野町、勝央町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。)

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

四 加茂郷漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名 称 加茂郷漁業協同組合

(2) 所在地 津山市加茂町桑原五五

2 漁業権の免許番号

内共第四号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

五 久田川漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名 称 久田川漁業協同組合

(2) 所在地 苫田郡鏡野町井坂四五―二

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

2 漁業権の免許番号

内共第五号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

六 奥津川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 奥津川漁業協同組合

(2) 所在地 苫田郡鏡野町奥津川西二四四―一

2 漁業権の免許番号

内共第六号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

七 旭川南部漁業協同組合連合会内共第七号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 旭川南部漁業協同組合連合会

(2) 所在地 岡山市北区建部町福渡八五九―一

2 漁業権の免許番号

内共第七号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、岡山市役所並びに久米南町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

八 旭川中央漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 旭川中央漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市勝山八一三十一

2 漁業権の免許番号

内共第八号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、真庭市役所並びに新庄村、美咲町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。)

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

九 湯原漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 湯原漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市豊栄一五二八

2 漁業権の免許番号

内共第九号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十 旭川北漁業協同組合内共第一〇号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 旭川北漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市蒜山上長田九一五

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

2 漁業権の免許番号

内共第一〇号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十一 高梁川漁業協同組合内共第一一号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 高梁川漁業協同組合

(2) 所在地 高梁市鉄砲町五二

2 漁業権の免許番号

内共第一一号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに倉敷市、総社市及び高梁市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十二 小田川漁業協同組合内共第一二号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 小田川漁業協同組合

(2) 所在地 小田郡矢掛町矢掛三〇一八

2 漁業権の免許番号

内共第一二号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、倉敷市及び井原市の各市役所並びに矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十三 芳井町漁業協同組合内共第一三号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 芳井町漁業協同組合

(2) 所在地 井原市芳井町吉井八二〇―一

2 漁業権の免許番号

内共第一三号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十四 成羽川漁業協同組合内共第一四号及び第一五号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 成羽川漁業協同組合

(2) 所在地 高梁市成羽町下原一〇一三―五

2 漁業権の免許番号

内共第一四号及び第一五号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十五 成羽川漁業協同組合内共第一六号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 成羽川漁業協同組合

(2) 所在地 高梁市成羽町下原一〇一三―五

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

2 漁業権の免許番号

内共第一六号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十六 新見漁業協同組合内共第一七号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 新見漁業協同組合

(2) 所在地 新見市金谷一一三七―二

2 漁業権の免許番号

内共第一七号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十七 新見漁業協同組合内共第一八号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 新見漁業協同組合

(2) 所在地 新見市金谷一一三七―二

2 漁業権の免許番号

内共第一八号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十八 番川漁業協同組合内共第一九号及び第二〇号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 番川漁業協同組合

(2) 所在地 岡山市中区桑野七七ー一

2 漁業権の免許番号

内共第一九号及び第二〇号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十九 児島湾淡水漁業協同組合内共第二二号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 児島湾淡水漁業協同組合

(2) 所在地 岡山市南区あけぼの町三一六

2 漁業権の免許番号

内共第二二号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。)

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

二十 児島湾淡水漁業協同組合内共第二二号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 児島湾淡水漁業協同組合

(2) 所在地 岡山市南区あけぼの町三一六

2 漁業権の免許番号

内共第二二号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

◎岡山県告示第十三号

河川工事の施行により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により公示する。

その関係図面は、岡山県土木部河川課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川の名称

一級河川旭川水系田羽根川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年一月十七日

三 廃川敷地等の位置

真庭市田羽根地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

廃川敷地二、八一三・七五平方メートル

〔二四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て交流支援

三 代表者の氏名

小西知恵己

四 主たる事務所の所在地

津山市上田邑一七八五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、本邦に居住する者に対して、子育てに関する事業を行い、心豊かに、又、安心して子育てができる家庭環境づくりに寄与することを目的とする。

〔二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成二十六年一月十七日

事業主体	地区名	工種	完了年月日
高崎土地改良区	丘1番川3	かんがい排水	二五・一二・二〇

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔一六〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十六年一月十五日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 株式会社ウォールハウス
- 二 代表者の氏名 有田 友子
- 三 主たる営業所の所在地 笠岡市四番町四一三〇
- 四 許可番号 岡山県知事許可（般一二三）第二三九一三号
- 五 許可年月日 平成二十三年十月二十日
- 六 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業

七 処分の原因となった事実

株式会社ウォールハウスは、経営業務の管理責任者が既に退社しており、建設業法第七条第一号に掲げる許可の基準を満たしていない。このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

〔一七〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 聴聞の件名

建設業法第二十九条第一項の規定による一般建設業許可の取消し

二 当事者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

1 商号 オールゲイン有限公司

2 代表者の氏名 松尾 順紀

3 主たる営業所の所在地 倉敷市福井二二四―三

4 許可番号 岡山県知事許可（般―二一）第二一六二二号

5 許可年月日 平成二十一年四月三十日

三 聴聞の期日

平成二十六年一月二十四日（金）午前十時から

四 聴聞の場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁六階収用委員会室

一 聴聞の件名

建設業法第二十九条第一項の規定による一般建設業許可の取消し

二 当事者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

1 商号 株式会社MKコーポレーション

2 代表者の氏名 佐藤 康史

3 主たる営業所の所在地 岡山市南区泉田二八―八（新住所表記 岡山市南区泉

田一丁目四番三―一号）

4 許可番号 岡山県知事許可（般―二一）第二三三五八号

5 許可年月日 平成二十一年五月二十日

三 聴聞の期日

平成二十六年一月二十四日（金）午後一時から

四 聴聞の場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁六階収用委員会室

〔一八〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により、次の河川整備計画の案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年一月十七日

河川管理者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 河川整備計画の案の名称

一級河川吉井川水系吉野川ブロック河川整備計画

二 縦覧の期間

平成二十六年一月十七日から同年二月十六日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、岡山県美作県民局建設部建設企画課、岡山県美作県民局建設部勝英地域設計審査班、美作市建設部建設管理課、美作市勝田総合支所業務管理課、美作市大原総合支所業務管理課、美作市東栗倉総合支所業務管理課、美作市作東総合支所業務管理課、美作市英田総合支所業務管理課、勝央町産業建設部、奈義町建設上水道課、西栗倉村建設課、美咲町建設課及び美咲町柵原総合支所産業建設課

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

〔一九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第八二一号 平成二十六年一月 八日	浅口市鴨方町鴨方字道幸替地通一八 七五番一〇	五・〇〇	三五・〇〇

平成26年1月17日 岡山県公報 第11551号

〔二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市榎谷字玉買四二八五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市榎谷一四八七

高杉麻里子

高杉鐘太郎

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇三号

〔二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字九反ヶ坪一九二八―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西辛川八一二―四 レインボーキャッスル山際二〇一号

西井 敏也

西井 結衣

三 許可番号

岡山県指令建指第三四〇号